

岩手県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 7 月 13 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 83 号

岩手県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

岩手県農業改良資金貸付規則（昭和 31 年岩手県規則第 87 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸付資格の認定)</p> <p>第 6 条 法第 7 条の資金の貸付けを受けることが適当である旨の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、<u>農業改良措置計画認定申請書（様式第 1 号）</u>に借入申込希望書（様式第 2 号）及び経営改善資金計画書（様式第 3 号）を添えて、所管する広域振興局長又は地方振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、500万円以下の資金の借受けを希望する者で別に定めるものが同項の認定を受けようとする場合は、<u>経営改善資金計画書（様式第 3 号の 2）</u>をもって同項の経営改善資金計画書に代えることができる。</p> <p>3 前 2 項の規定にかかわらず、第 3 条の表貸付対象者の欄の 7 に規定するもので農業を営む任意団体以外のものが第 1 項の認定を受けようとする場合は、借入申込希望書の添付を省略し、及び<u>経営改善資金計画書（様式第 3 号の 3）</u>をもって同項の経営改善資金計画書に代えることができる。</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2 所管する局長は、前項の認定を行ったときは、<u>農業改良措置計画認定通知書（様式第 4 号）</u>を認定申請者に交付するものとし、認定をしない旨の決定をしたときは、その旨を認定申請者に通知するものとする。</p> <p>(貸付けの申請等)</p> <p>第 8 条 資金の貸付けを受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は、借入申込書（様式第 5 号）に、第 6 条第 1 項の経営改善資金計画書、同条第 2 項の経営改善資金計画書又は同条第 3 項の経営改善資金計画書及び農業改良措置計画認定通知書の写しを添えて、第 2 条第 1 号の資金の貸付けを受けようとする場合にあつては委託事務処理機関（当該貸付申請者の住所地をその地区に含む農業協同組合であつて第 20 条第 2 項の規定に基づき岩手県信用農業協同組合連合会（以下「県信連」という。）から資金の貸付けに係る事務の一部の委託を受けたもの又は県信連をいう。以下同じ。）を経由し、融資機関から資金の貸付けを受けようとする場合にあつては当該融資機関を経由して、所管する局長に提出するものとする。</p>	<p>(貸付資格の認定)</p> <p>第 6 条 法第 7 条の資金の貸付けを受けることが適当である旨の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、<u>別に定める様式による農業改良措置計画認定申請書に別に定める様式による借入申込希望書及び経営改善資金計画書</u>を添えて、所管する広域振興局長又は地方振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、500万円以下の資金の借受けを希望する者で別に定めるものが同項の認定を受けようとする場合は、<u>別に定める様式による経営改善資金計画書</u>をもって同項の経営改善資金計画書に代えることができる。</p> <p>3 前 2 項の規定にかかわらず、第 3 条の表貸付対象者の欄の 7 に規定するもので農業を営む任意団体以外のものが第 1 項の認定を受けようとする場合は、借入申込希望書の添付を省略し、及び<u>別に定める様式による経営改善資金計画書</u>をもって同項の経営改善資金計画書に代えることができる。</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2 所管する局長は、前項の認定を行ったときは、<u>別に定める様式による農業改良措置計画認定通知書</u>を認定申請者に交付するものとし、認定をしない旨の決定をしたときは、その旨を認定申請者に通知するものとする。</p> <p>(貸付けの申請等)</p> <p>第 8 条 資金の貸付けを受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は、<u>別に定める様式による借入申込書</u>に、第 6 条第 1 項の経営改善資金計画書、同条第 2 項の経営改善資金計画書又は同条第 3 項の経営改善資金計画書及び<u>前条第 2 項の農業改良措置計画認定通知書の写し</u>を添えて、第 2 条第 1 号の資金の貸付けを受けようとする場合にあつては委託事務処理機関（当該貸付申請者の住所地をその地区に含む農業協同組合であつて第 20 条第 2 項の規定に基づき岩手県信用農業協同組合連合会（以下「県信連」という。）から資金の貸付けに係る事務の一部の委託を受けたもの又は県信連をいう。以下同じ。）を経由し、融資機関から資金の貸付けを受けようとする場合にあつては当該融資機関を経由して、所管する局</p>

る。

2 [略]

3 委託事務処理機関は、前項の書類及び農業改良資金（借受者）電算入力票（様式第6号）を所管する局長に提出するものとする。

4 資金の貸付けの申請を受けた融資機関は、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、第1項の書類、農業改良資金（借受者）電算入力票（様式第6号）及び農業改良資金県貸付金貸付申請書（様式第7号）を所管する局長に提出するものとする。

（貸付けの決定等）

第10条 [略]

2 局長は、前項の規定により第2条第1号の資金の貸付けの決定を行ったときは農業改良資金貸付決定通知書（様式第8号）を貸付申請者に交付し、かつ、その旨を委託事務処理機関及び管轄農業改良普及センター所長に通知するものとし、貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を貸付申請者、委託事務処理機関及び管轄農業改良普及センター所長に通知するものとする。

3 局長は、第1項の規定により、第2条第2号の資金の貸付けの決定を行ったときは、農業改良資金県貸付金決定通知書（様式第9号）を融資機関に交付するものとし、融資機関は、当該決定通知を受けたときは、農業改良資金借受者決定通知書（様式第10号）を貸付申請者に交付するものとする。

（借用証書）

第11条 第2条第1号の資金の貸付けの決定のあった者は、別に定める期日までに、農業改良資金借用証書（様式第11号）を委託事務処理機関を経由して知事に提出しなければならない。

2 融資機関が第2条第2号の農業者等に対する資金の貸付けを行う場合には、融資機関は、当該貸付けの決定を受けた者と貸付契約を締結した後、農業改良資金県貸付金支払請求書（様式第12号）及び農業改良資金県貸付金借用証書（様式第13号）を知事に提出するものとする。

（支払猶予の申請）

第16条 前条の規定により償還金の支払の猶予を申請しようとする者は、農業改良資金支払猶予申請書（様式第14号）に前条第1号の理由の場合は市町村長の証明書、前条第2号の理由の場合は医師の証明書を添え償還期限（分割支払の場合の各支払期日を含む。）30日前までに委託事務処理機関又は融

長に提出するものとする。

2 [略]

3 委託事務処理機関は、第1項の書類及び別に定める様式による農業改良資金（借受者）電算入力票を所管する局長に提出するものとする。

4 資金の貸付けの申請を受けた融資機関は、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、第1項の書類、前項の農業改良資金（借受者）電算入力票及び別に定める様式による農業改良資金県貸付金貸付申請書を所管する局長に提出するものとする。

（貸付けの決定等）

第10条 [略]

2 局長は、前項の規定により第2条第1号の資金の貸付けの決定を行ったときは、別に定める様式による農業改良資金貸付決定通知書を貸付申請者に交付し、かつ、その旨を委託事務処理機関及び管轄農業改良普及センター所長に通知するものとし、貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を貸付申請者、委託事務処理機関及び管轄農業改良普及センター所長に通知するものとする。

3 局長は、第1項の規定により、第2条第2号の資金の貸付けの決定を行ったときは、別に定める様式による農業改良資金県貸付金貸付決定通知書を融資機関に交付するものとし、融資機関は、当該決定通知を受けたときは、別に定める様式による農業改良資金借受者決定通知書を貸付申請者に交付するものとする。

（借用証書）

第11条 第2条第1号の資金の貸付けの決定のあった者は、別に定める期日までに、別に定める様式による農業改良資金借用証書を委託事務処理機関を経由して知事に提出しなければならない。

2 融資機関が第2条第2号の農業者等に対する資金の貸付けを行う場合には、融資機関は、当該貸付けの決定を受けた者と貸付契約を締結した後、別に定める様式による農業改良資金県貸付金支払請求書及び農業改良資金県貸付金借用証書を知事に提出するものとする。

（支払猶予の申請）

第16条 前条の規定により償還金の支払の猶予を申請しようとする者は、別に定める様式による農業改良資金支払猶予申請書に前条第1号の理由の場合は市町村長の証明書、同条第2号の理由の場合は医師の証明書を添え償還期限（分割支払の場合の各支払期日を含む。）30日前までに委託事務処理機関

資機関を経由して所管する局長に提出しなければならない。

2 [略]

3 融資機関は、第2条第2号の農業者等に対する資金の貸付けに係る貸付金について、第1項の支払猶予申請書の提出があったときは、速やかに農業改良資金県貸付金支払猶予申請書（様式第15号）を添えて所管する局長に送付するものとする。

（支払猶予の決定等）

第17条 [略]

2 局長は、第2条第1号の規定による貸付金について、前項の規定により猶予の決定を行ったときは、農業改良資金支払猶予決定通知書（様式第16号）を当該申請者に交付し、かつ、その旨を委託事務処理機関に通知するものとし、支払の猶予をしない旨の決定を行ったときはその旨を当該申請者及び委託事務処理機関に通知するものとする。

3 局長は、第2条第2号の規定による貸付金について、第1項の規定により融資機関に対し支払を猶予することが適当であると認めた場合には、農業改良資金県貸付金支払猶予決定通知書（様式第17号）を融資機関に交付するとともに、融資機関を経由して農業改良資金支払猶予決定通知書（様式第16号）を申請者に通知するものとする。支払の猶予をしない旨の決定を行ったときは、その旨を融資機関に通知するとともに、融資機関を経由して当該申請者に通知するものとする。

4 [略]

（口座振替請求票等）

第19条 次の各号に掲げる書類で資金に係るものは、会計規則（昭和39年岩手県規則第15号）の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

- (1) 口座振替請求票（様式第18号）
- (2) 口座振替案内票（様式第19号及び様式第20号）
- (3) 納入通知票（様式第21号）
- (4) 納付票（様式第21号）
- (5) 領収票（様式第21号）
- (6) 領収済通知票（様式第22号）
- (7) 収納済通知票（様式第23号）
- (8) 収納票（様式第24号）

又は融資機関を経由して、所管する局長に提出しなければならない。

2 [略]

3 融資機関は、第2条第2号の農業者等に対する資金の貸付けに係る貸付金について、第1項の支払猶予申請書の提出があったときは、速やかに別に定める様式による農業改良資金県貸付金支払猶予申請書を添えて、所管する局長に送付するものとする。

（支払猶予の決定等）

第17条 [略]

2 局長は、第2条第1号の規定による貸付金について、前項の規定により支払の猶予の決定を行ったときは、別に定める様式による農業改良資金支払猶予決定通知書を当該申請者に交付し、かつ、その旨を委託事務処理機関に通知するものとし、支払の猶予をしない旨の決定を行ったときはその旨を当該申請者及び委託事務処理機関に通知するものとする。

3 局長は、第2条第2号の規定による貸付金について、第1項の規定により融資機関に対し支払を猶予することが適当であると認めた場合には、別に定める様式による農業改良資金県貸付金支払猶予決定通知書を融資機関に交付するとともに、融資機関を経由して前項の農業改良資金支払猶予決定通知書を申請者に通知するものとする。支払の猶予をしない旨の決定を行ったときは、その旨を融資機関に通知するとともに、融資機関を経由して当該申請者に通知するものとする。

4 [略]

（口座振替請求票等）

第19条 次の各号に掲げる書類で資金に係るものは、会計規則（昭和39年岩手県規則第15号）の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

- (1) 別に定める様式による口座振替請求票
- (2) 別に定める様式による口座振替案内票
- (3) 別に定める様式による納入通知票
- (4) 別に定める様式による納付票
- (5) 別に定める様式による領収票
- (6) 別に定める様式による領収済通知票
- (7) 別に定める様式による収納済通知票
- (8) 別に定める様式による収納票

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第24号までを削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の岩手県農業改良資金貸付規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。